

議案第 6 3 号

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 10 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

昇降機の設置を伴う建築物の確認申請等の手数料について、建築物の確認申請等の手数料に昇降機の確認申請等の手数料を合わせて徴収できるようにするとともに、その他所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築基準法施行条例(平成15年羽曳野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「工事監理者の」次に「選任等の」を加える。

第6条を次のように改める。

(確認、検査等の手数料)

第6条 市長は、別表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請又は通知の際に、申請又は通知を行おうとする者から徴収する。

第7条の見出し中「手数料」を「証明の手数料」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の申請を行おうとする者から、1件につき2,000円の手数料を徴収する。

第10条中「市長が」を「規則で」に改める。

別表1の項中「確認(以下「確認」)」を「規定による確認の申請(以下「確認の申請」)」に改め、「の申請」及び「及び附表2に掲げる額」を削る。

別表52の項中「第5条の」の次に「変更又は廃止の」を加え、同項を同表53の項とし、同表中51の項を52の項とし、同表50の項中「附表7」を「附表7の2」に改め、同項を同表51の項とし、同表49の項中「附表7」を「附表7の1」に改め、同項を同表50の項とし、同表48の項中「(法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての完了検査をいう。)」を削り、「附表6」を「附表6の2」に改め、同項を同表49の項とし、同表47の項中「(法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての確認をいう。)」及び「(法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての計画の通知をいう。)」を削り、「附表6」を「附表6の1」に改め、同項を同表48の項とし、同表中46の項を47の項とし、45の項を46の項とし、同表44の項中「第86条の5第1項の」の次に「規定による」を加え、同項を同表45

の項とし、同表 43 の項中「第 86 条の 2 第 3 項の」の次に「規定による」を加え、同項を同表 44 の項とし、同表中 42 の項を 43 の項とし、同表 41 の項中「第 86 条の 2 第 1 項の」の次に「規定による」を加え、「43 の項」を「44 の項」に改め、同項を同表 42 の項とし、同表中 40 の項を 41 の項とし、39 の項を 40 の項とし、同表 38 の項中「40 の項」を「41 の項」に改め、同項を同表 39 の項とし、同表中 6 の項から 37 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 5 の項中「第 42 条第 1 項第 5 号の」の次に「規定による道路の位置の」を加え、同項を同表 6 の項とし、同表 4 の項中「法第 18 条第 22 項第 1 号」を「第 18 条第 22 項第 1 号」に改め、「場合を含む。)の」の次に「規定による」を加え、同項を同表 5 の項とし、同表 3 の項中「第 7 条の 3 第 2 項の規定による」の次に「中間検査の」を、「第 18 条第 17 項の規定による」の次に「特定工程に係る工事を終えた旨の」を加え、同項を同表 4 の項とし、同表 2 の項中「第 7 条第 1 項の規定による」の次に「完了検査の」を、「第 18 条第 14 項の規定による」の次に「工事を完了した旨の」を加え、同項を同表 3 の項とし、同表 1 の項の次に次の 1 項を加える。

2	法第 6 条第 5 項又は第 18 条第 4 項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する確認の申請又は計画の通知	附表 1 に掲げる額に附表 2 に掲げる額を加えた額
---	--	----------------------------

別表備考 2 中「37 の項から 44 の項まで」を「38 の項から 45 の項まで」に、「41 の項から 43 の項まで」を「42 の項から 44 の項まで」に改める。

別表附表 1 備考 1 の(4)中「確認を受け、」を「確認の申請」に改め、同表備考 3 中「申請」を「確認の申請」に改め、同表備考 4 を次のように改める。

- 4 確認の申請又は計画の通知に法第 87 の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表 6 の 1 に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

別表附表 2 中「構造計算適合性判定手数料」を「構造計算適合性判定手数料表」に改め、同表備考 1 を次のように改める。

備考

- 1 「床面積の合計」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 確認の申請又は計画の通知をする場合 当該構造計算適合性判定に係る 1

の建築物ごと(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。)の床面積

- (2) 構造計算適合性判定を要する確認の申請又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

別表附表3の1中「規定による」の次に「特定工程に係る工事を終えた旨の」を加え、同表の備考を次のように改める。

備考

- 1 附表1備考1の規定は、この表について適用する。
- 2 確認の申請又は計画の通知に法第87の2に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、この表に掲げる額のほか、附表6の2に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

別表附表3の2中「規定による」の次に「特定工程に係る工事を終えた旨の」を加え、同表の備考を次のように改める。

備考

- 1 附表1備考1の規定は、この表について適用する。
- 2 確認の申請又は計画の通知に法第87の2に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、この表に掲げる額のほか、附表6の2に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

別表附表6の1及び別表附表7の1中「確認を受け、」を「確認の申請」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請に

係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

羽曳野市建築基準法施行条例 新旧対照表

新			旧																							
<p>(工事監理者の選任等の届出)</p> <p>第3条 1~3 省略</p> <p>第4条・第5条 省略</p> <p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第6条 市長は、別表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請又は通知の際に、申請又は通知を行おうとする者から徴収する。</p> <p>(確認、検査等の証明及び証明の手数料)</p> <p>第7条 1 省略</p> <p>2 市長は、前項の申請を行おうとする者から、1件につき2,000円の手数料を徴収する。</p> <p>第8条・第9条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則 省略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>法第6条第1項の規定による確認の申請(以下「確認の申請」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)又は法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画の通知」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)</td> <td>附表1に掲げる額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>法第6条第5項又は第18条第4項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する確認の申請又は計画の通知</td> <td>附表1に掲げる額に 附表2に掲げる額を加えた額</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>法第7条第1項の規定による完了検査の申請</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>			項	区 分	金 額	1	法第6条第1項の規定による確認の申請(以下「確認の申請」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)又は法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画の通知」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)	附表1に掲げる額	2	法第6条第5項又は第18条第4項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する確認の申請又は計画の通知	附表1に掲げる額に 附表2に掲げる額を加えた額	3	法第7条第1項の規定による完了検査の申請	省略	<p>(工事監理者の届出)</p> <p>第3条 1~3 省略</p> <p>第4条・第5条 省略</p> <p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第6条 別表の中欄に掲げる申請又は通知を行おうとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(確認、検査等の証明及び手数料)</p> <p>第7条 1 省略</p> <p>2 前項の申請を行おうとする者は、1件につき2,000円の手数料を納付しなければならない。</p> <p>第8条・第9条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附則 省略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>法第6条第1項の確認(以下「確認」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画の通知」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)</td> <td>附表1に掲げる額 及び附表2に掲げる額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>法第7条第1項の規定による申請(以下「完了</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>			項	区 分	金 額	1	法第6条第1項の確認(以下「確認」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画の通知」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)	附表1に掲げる額 及び附表2に掲げる額	2	法第7条第1項の規定による申請(以下「完了	省略
項	区 分	金 額																								
1	法第6条第1項の規定による確認の申請(以下「確認の申請」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)又は法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画の通知」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)	附表1に掲げる額																								
2	法第6条第5項又は第18条第4項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する確認の申請又は計画の通知	附表1に掲げる額に 附表2に掲げる額を加えた額																								
3	法第7条第1項の規定による完了検査の申請	省略																								
項	区 分	金 額																								
1	法第6条第1項の確認(以下「確認」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画の通知」という。法第87条第1項において準用する場合を含む。)	附表1に掲げる額 及び附表2に掲げる額																								
2	法第7条第1項の規定による申請(以下「完了	省略																								

	(以下「完了検査の申請」という。)又は法第18条第14項の規定による <u>工事を完了した旨の通知</u> (以下「工事を完了した旨の通知」という。)			検査の申請」という。)又は法第18条第14項の規定による通知(以下「工事を完了した旨の通知」という。)		
4	法第7条の3第2項の規定による <u>中間検査の申請</u> (以下「中間検査の申請」という。)又は法第18条第17項の規定による <u>特定工程に係る工事を終えた旨の通知</u>	省略		3	法第7条の3第2項の規定による申請(以下「中間検査の申請」という。)又は法第18条第17項の規定による通知	省略
5	法第7条の6第1項第1号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)及び第18条第22項第1号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の <u>規定による承認の申請</u>	省略		4	法第7条の6第1項第1号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第22項第1号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の承認の申請	省略
6	法第42条第1項第5号の <u>規定による道路の位置の指定の申請</u>	省略		5	法第42条第1項第5号の指定の申請	省略
7	省略	省略		6	省略	省略
8	省略	省略		7	省略	省略
9	省略	省略		8	省略	省略
10	省略	省略		9	省略	省略
11	省略	省略		10	省略	省略
12	省略	省略		11	省略	省略
13	省略	省略		12	省略	省略
14	省略	省略		13	省略	省略
15	省略	省略		14	省略	省略
16	省略	省略		15	省略	省略
17	省略	省略		16	省略	省略
18	省略	省略		17	省略	省略
19	省略	省略		18	省略	省略
20	省略	省略		19	省略	省略
21	省略	省略		20	省略	省略

22	省略		省略
23	省略		省略
24	省略		省略
25	省略		省略
26	省略		省略
27	省略		省略
28	省略		省略
29	省略		省略
30	省略		省略
31	省略		省略
32	省略		省略
33	省略		省略
34	省略		省略
35	省略		省略
36	省略		省略
37	省略		省略
38	省略		省略
39	省略	建築物(既存の建築物を除く。以下この項及び 41 の項において同じ。)の数が1である場合	省略
		省略	省略
40	省略		省略
41	省略		省略
42	法第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定の申請	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項、次項及び 44 の項において同じ。)の数が1である場合	省略
		省略	省略

21	省略		省略
22	省略		省略
23	省略		省略
24	省略		省略
25	省略		省略
26	省略		省略
27	省略		省略
28	省略		省略
29	省略		省略
30	省略		省略
31	省略		省略
32	省略		省略
33	省略		省略
34	省略		省略
35	省略		省略
36	省略		省略
37	省略		省略
38	省略	建築物(既存の建築物を除く。以下この項及び 40 の項において同じ。)の数が1である場合	省略
		省略	省略
39	省略		省略
40	省略		省略
41	法第 86 条の 2 第 1 項の認定の申請	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項、次項及び 43 の項において同じ。)の数が1である場合	省略
		省略	省略

43	省略	省略
44	法第 86 条の 2 第 3 項の <u>規定による許可の申請</u>	省略
45	法第 86 条の 5 第 1 項の <u>規定による認定又は許可の取消しの申請</u>	省略
46	省略	省略
47	省略	省略
48	法第 87 条の 2 において準用する確認の申請又は計画の通知	附表 6 の 1 に掲げる額
49	法第 87 条の 2 において準用する完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知	附表 6 の 2 に掲げる額
50	省略	附表 7 の 1 に掲げる額
51	省略	附表 7 の 2 に掲げる額
52	省略	省略
53	第 5 条の <u>変更又は廃止の承認</u> (法第 42 条第 1 項第 5 号の指定を受けた道路に係るものに限る。)の申請	省略

備考

- 1 省略
- 2 38 の項から 45 の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある

42	省略	省略
43	法第 86 条の 2 第 3 項の許可の申請	省略
44	法第 86 条の 5 第 1 項の認定又は許可の取消しの申請	省略
45	省略	省略
46	省略	省略
47	法第 87 条の 2 において準用する確認(法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての確認をいう。)の申請又は計画の通知(法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての計画の通知をいう。)	附表 6 に掲げる額
48	法第 87 条の 2 において準用する完了検査(法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての完了検査をいう。)の申請又は工事を完了した旨の通知	附表 6 に掲げる額
49	省略	附表 7 に掲げる額
50	省略	附表 7 に掲げる額
51	省略	省略
52	第 5 条の承認(法第 42 条第 1 項第 5 号の指定を受けた道路に係るものに限る。)の申請	省略

備考

- 1 省略
- 2 37 の項から 44 の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある

建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、42の項から44の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を1とみなす。

附表1

確認申請等手数料表 省略

備考

- 1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。
 - (1)～(3) 省略
 - (4) 確認の申請又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画を変更する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積とし、計画を変更する部分の床面積の算定方法については、別に規則で定めるところによる。
- 2 省略
- 3 この表は、書類又は図書のみにより確認の申請又は計画の通知を行う場合に適用するものとし、磁気ディスク等により確認の申請又は計画の通知を行う場合においては、それぞれこの表に定める額から2,000円を減じた額とする。
- 4 確認の申請又は計画の通知に法第87の2に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、この表に掲げる額のほか、附表6の1に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

附表2

構造計算適合性判定手数料表 省略

備考

- 1 「床面積の合計」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。
 - (1) 確認の申請又は計画の通知をする場合 当該構造計算適合性判定に係る1の建築物ごと(建築物の2以上の部分がエキスパンション

建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、41の項から43の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を1とみなす。

附表1

確認申請等手数料表 省略

備考

- 1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。
 - (1)～(3) 省略
 - (4) 確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画を変更する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積とし、計画を変更する部分の床面積の算定方法については、別に規則で定めるところによる。
- 2 省略
- 3 この表は、書類又は図書のみにより申請又は計画の通知を行う場合に適用するものとし、磁気ディスク等により申請又は計画の通知を行う場合においては、それぞれこの表に定める額から2,000円を減じた額とする。
- 4 構造計算適合性判定を要する確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、附表1に掲げる額のほか、構造計算適合性判定が行われる1の建築物ごと(法第86条の7第2項に規定する独立部分にあっては、当該独立部分ごと)に附表2に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

附表2

構造計算適合性判定手数料 省略

備考

- 1 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積とする。ただし、構造計算適合性判定を要する確認を受けた建築物又は構造計算適合性判定を要する計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しく

ジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。)の床面積

(2) 構造計算適合性判定を要する確認の申請又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積に 2 を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積)に 0.5 を乗じて得た面積とする。

2 省略

附表 3

完了検査申請等手数料表

1 中間検査の申請又は法第 18 条第 17 項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けていない場合

省略

備考

1 附表 1 備考 1 の規定は、この表について適用する。
2 確認の申請又は計画の通知に法第 87 の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、この表に掲げる額のほか、附表 6 の 2 に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

2 中間検査の申請又は法第 18 条第 17 項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けている場合

省略

備考

1 附表 1 備考 1 の規定は、この表について適用する。
2 確認の申請又は計画の通知に法第 87 の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、この表に掲げる額のほか、附表 6 の 2 に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

附表 4・5 省略

附表 6

は大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積に 2 を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積)に 0.5 を乗じて得た面積とする。

2 省略

附表 3

完了検査申請等手数料表

1 中間検査の申請又は法第 18 条第 17 項の規定による通知に対する審査を受けていない場合

省略

備考 附表 1 備考 1 の規定は、この表について適用する。

2 中間検査の申請又は法第 18 条第 17 項の規定による通知に対する審査を受けている場合

省略

備考 附表 1 備考 1 の規定は、この表について適用する。

附表 4・5 省略

附表 6

建築設備に係る確認申請等手数料表

1 確認の申請又は計画の通知に係るもの

区 分	金 額
省略	
確認の申請又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	13,000 円
省略	
確認の申請又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000 円

備考 省略

2 省略

附表 7

工作物に係る確認申請等手数料表

1 確認の申請又は計画の通知に係るもの

区 分	金 額
省略	
確認の申請又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	10,000 円

備考 省略

2 省略

建築設備に係る確認申請等手数料表

1 確認の申請又は計画の通知に係るもの

区 分	金 額
省略	
確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	13,000 円
省略	
確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000 円

備考 省略

2 省略

附表 7

工作物に係る確認申請等手数料表

1 確認の申請又は計画の通知に係るもの

区 分	金 額
省略	
確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	10,000 円

備考 省略

2 省略